

長岡西ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事会の理事
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

2. 本クラブにおいては、前項の役員のほか会場監督を含む10名以上20名以内の理事をもって、本クラブの理事会を構成することとする。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第2条を含めることを義務付けている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニ、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長	1年
副会長	<u>1年</u>
会計	<u>1年</u>
幹事	<u>1年</u>
会場監督	<u>1年</u>
理事	<u>1年</u>

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務付けている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節－ 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節－ 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節－ 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節－ 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節－ 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

第5条 会合

第1節－ 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節－ 本クラブの例会は、次の通り開催する：毎週木曜日の12時30分から。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

2. 本クラブにおいては、RI標準ロータリークラブ定款ならびに本クラブ定款の第7条第1節(f)の規定に基づき、本細則の本規定において、月ごとに例会の開催数が2回を下回らない限り、その年度の理事会の決議によって例会の開催の仕方について調整出来ることとする。

第3節－ 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

2. 本クラブにおいては、理事が理事会の決議の目的である事項について提案を行い、当該提案について、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3. 本クラブにおいては、RI標準ロータリークラブ定款ならびに本クラブ定款に従い、理事会の議事録を作成する。当該の理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議を申し立てない者は、その決議に賛成したものと推定する。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

第6条 会費

本クラブの年会費は210,000円とする。会費は次の通り支払われる：会費は、7月1日から12月31日までの上半期分と1月1日から6月30日までの下半期分に分け、それぞれを指定された期日までに支払うものとする。なお、範囲に満たない期間がある場合は月割で計算し、それを指定された期日までに支払うものとする。

クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

2. 本クラブにおいては、新たに入会する者に対して、運営協力金として20,000円の納入を求めるとする。ただし、再入会（および他クラブからの移籍）の場合は、その納入を免除することができる。

3. 本クラブにおいては、本クラブの名誉会員について、定款第8条第6節の規定に従うこととするが、その登録および例会への出席等に伴う費用については、請求することができることとする。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特別の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

2. 本クラブにおいては、口頭または挙手を不可能とする身体障害の有無を問わず、口頭または挙手の代わりに、書面やファクシミリまたは電磁的記録により意思表示を行うこと（書面表決）を認めるとともに、クラブの正会員に委任することを認める。

3. 本クラブの理事会においては、会員の身分の終結に関する議決と、クラブの合併もしくは解散に関する議決については、理事会メンバーの3分の2を定足数とすることとし、特に多くの投票を義務づける場合を除いては、理事会メンバーの過半数を定足数とする。ただし、議決に際して、特別な利害関係を有する理事は議決に参加できず、定足数から除外されることとする。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る：本クラブにおいては、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会以外の委員会について、年次総会の選挙において選出された次年度理事会において決定することとする。また、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に基づき、決定後も、当該年度の理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を設置し、当該委員会の委員を任命できることとする。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整に当たる。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

2. 本クラブにおいては、7月1日から12月31日までの期間をその年度の上半期と称し、1月1日から6月30日までの期間をその年度の下半期と称することとする。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会および/または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

2. 本クラブにおいては、本条第1項における書面は、ファクシミリまたは電磁的記録に代えてよいこととし、通知の期限に対して当然に間に合うよう手続きを行ったことで、通知についての義務を果たしたこととする。

補則

1. 本細則は、2020年1月23日の臨時理事会において、RI標準細則に準じた改正のほか、理事会における理事の員数に関する追記と、名誉会員に関する追記について審議し、可決された。同日に開催された第1702回例会（新年会）において正式に承認され、即日施行した。
2. 本細則は、2020年3月26日の臨時理事会において、例会の取りやめに関する追加の規定、理事会の決議に関する追加の規定、クラブ内の採決に関する追加の規定、ならびに、会費等について審議され、理事会での決議ならびにクラブでの採決における書面表決の採用について承認された。その他の改正案に関しては、現年度の会長、会長エレクト、会長ノミニーの三者による協議による改正案の修正版をもって、再度、理事会に諮ることとした。
3. 本細則は、2020年6月18日の理事会において、例会の開催（取りやめを含む）は理事会の決議によって調整出来るという規定について、理事会の決議に関する文言の追加について、会費の価額について、クラブ内の採決に関する文言の追加について、最終的に審議され承認された。同年6月18日に開催された臨時年次総会において正式に承認され、即日施行し、規定については同年2020年7月1日から始まる年度において適用されることとした。
4. 本細則は、2023年7月〇〇日の臨時年次総会において、国際ロータリー2022年規定審議会の決定に基づく本クラブの細則の修正をおこない、2023年7月1日に遡って適用されることとした。